

## 「2・11 集会」

2017年02月13日

1966年に、2月11日は「建国記念の日」として制定された。「国民の祝日に関する法律」には、この日を「建国をしのび、国を愛する心を養う」と規定している。戦前は、2月11日は「紀元節」という皇室の祭典日であった。神武天皇が即位した日とされているが、もちろん神話である。天皇制神話に基づく「建国記念の日」制定に多くの反対があったが、佐藤内閣は強引に成立させた。日本基督教団は、この日に反対して「信教の自由を守る日」とした。全国各地の諸教会で2・11集会が持たれている。神奈川県では、日本基督教団神奈川教区靖国天皇制委員会など、22の民主市民団体が協賛し、「『建国記念の日』に反対する2・11神奈川県民のつどい」を行っている。私は毎年参加している。

つどいの趣旨は、集会の最後に承認されたアピールに表明されているので、一部を転載したい。「安倍政権は、沖縄新基地建設反対、原発再稼働反対、戦争法反対の国民世論とは正反対の政策を進め、日本国憲法でうたわれている人権・平和・民主主義を根底から崩そうとしている今、すべての国民の生命をまもるため、侵略戦争を続けた天皇主権の戦前の体制に結び付く『紀元節』復活を意図する建国記念の日に反対し、『誰の子どもも殺させない』という強い意志を持ち、それぞれの持ち場でともに奮闘しましょう。」

今年は、日本体育大学教授の憲法学者 清水雅彦氏が「象徴天皇制下の『戦前』にさせないために 今、何をすべきか～国家の暴走を止める立憲主義～」というタイトルで講演された。整えられたレジメを用意し、歯切れのいい、胸のすく講演であった。

近代市民革命前は、王や権力者が暴力や、権力を正当化する神話を用いて統治した。革命後は、人権を尊重する憲法による法の支配に代わった。日本の場合、大日本帝国憲法では、国家元首である「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」と謳われているように、天皇に統帥権があり、国民は恩恵的な臣民の権利しかなかった。戦後、日本国憲法になり、主権は国民にあると明記された。国民の人権は自由権のみならず社会権も保障された。しかし、象徴天皇という形で天皇制を残した。アジア太平洋戦争の戦勝国の多くは、天皇の戦争責任を追及しようとしたが、米国のマッカーサーは天皇を崇拜する国柄を知って、日本統治をするために、天皇を免罪にし、利用した。国民も責任を追及しなかった。天皇は神格を否定し、象徴となり、国政に関する一切の権能も持たないが、世襲制、男系が皇室典範で定められ、平等を例外化した封建制度であることに変わりはない。

清水氏は、近代の立憲主義は国家権力を縛ることが目的であるが、同時に、多数派の暴走を阻止することでもあることを強調された。私は、社会的弱者の人権を保障することであると思っている。また、自民党が発表した「日本国憲法改正草案（以下―草案）」について話された。日本国憲法前文は「日本国民は」で始まっているが、草案は「日本国は」で始まっているように国家主義が前面に出ている。戦争の反省と平和的生存権が削除され、「国防軍」を規定し、「戦争放棄」を捨て、軍事大国化による「安全保障」に向けた改憲である。人権も「公益及び公の秩序」に反しない限りと、時の政府によっていかようにも制約できるものになっている。清水氏は、粗雑な草案なので、このまま国会に提出されるとは思わないと語っていた。国際社会の中で、時代錯誤が恥になることは明らかである。

清水氏は、ご自分を憲法改正論者だと言い、第1章の「天皇条項」を削除し、共和制を入れるべきだ、天皇制と民主主義は相容れないと力説された。全く同感である。自己規制をせず、萎縮せず、堂々と発言し、議論を広め、深めていこうと結ばれた。